

神戸市よいおこないをした児童生徒表彰要綱

令和2年4月1日
教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、善意に基づき人のために尽くしたり、住みよい環境づくりに協力するなど、他の児童生徒の模範となるよいおこないをした児童生徒を表彰することにより、子供たちによりよい社会づくりに貢献する意欲と勇気を培い、児童生徒の健全な育成を図ることを目的として、表彰について必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、よいおこないをした児童生徒表彰とする。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、毎年一定の日を定めて行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(被表彰者の決定)

第5条 次の各号のいずれかに該当するよいおこないをした神戸市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒個人又はグループで、教育長が適当と認めるものに対して授与する。

- (1) 善意に基づき、人のために尽くしたおこない
- (2) 逆境にくじけず自己を磨き、他の児童生徒の模範となるおこない
- (3) 地域社会の中で、明るく住みよい環境づくりに協力するおこない
- (4) その他、学校・家庭・地域において他の児童生徒の模範となると認められるおこない

(補則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年1月1日以降のよいおこないについて適用する。